

議第 2 号議案

インボイス制度の実施延期を求める意見書

2023年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施が予定されている。長引くコロナ禍、物価高騰などで中小企業・小規模事業者が深刻な影響を受けている。こうした中、制度実施に向けてインボイス発行事業者の登録申請が開始され、不安と戸惑いが広がっている。

対象となるのは、農林水産業、建設業、製造業、飲食業、小売業、俳優や劇団関係者、個人タクシーや軽輸送ドライバー、シルバー人材センター会員など多岐にわたり、その人数は1,100万人に及ぶ可能性があると言われている。

インボイス制度の登録事業者になると売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更など煩雑な事務負担が生じることになる。また、消費税免税事業者は、インボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念がある。さらに同制度の実施は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている中小企業・小規模事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねない。

日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、様々な団体・個人から制度の廃止や実施の延期を求める声があがっているところである。

よって、国においては、これらの声を受け止め、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を延期することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月

埼玉県羽生市議会議長 齊藤 隆

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

令和5年3月16日提出

埼玉県羽生市議会議員 柳 沢 暁

〃 島 村 勉

〃 丑久保 恒 行